

令和3年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時31分

○招 集 年 月 日

令和3年9月13日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和3年9月15日（水曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○出 席 者

余市町 長	齊藤 啓輔
副町 長	細山 俊樹
総務部 長	須貝 達哉
総務課 長	増田 豊実
企画政策課 長	阿部 弘亨
地域協働推進課 長	北島 貴光
財政課 長	高橋 伸明
税務課 長	紺谷 友之
民生部 長	上村 友成
福祉課 長	中島 紀孝
子育て・健康推進課 長	芹川 かおり
保険課 長	中島 豊
環境対策課 長	成田 文明
経済部 長	渡辺 郁尚
農林水産課 長	奈良 論
商工観光課 長	橋端 良平
建設水道部 長	千葉 雅樹
建設課 長	篠原 道憲
まちづくり計画課 長	庄木 淳一
下水道課 長	水野 貴司
水道課 長	照井 芳明
農業委員会事務局 長	濱川 龍一
教育部 長	中村 利美
学校教育課 長	高田 幸樹
社会教育課 長	浅野 敏昭

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

第 1 4 意見案第 7 号 大学生等への給付奨
学金制度の拡充を求める要望意見書

第 1 5 意見案第 8 号 適格請求書等保存方
式（インボイス制度）の導入中止を
求める要望意見書

第 1 6 意見案第 9 号 土地利用規制法を一
定期間施行することなく、さらなる
検討を求める要望意見書

第 1 7 意見案第 1 0 号 地域医療構想を見
直し、実情に応じた医療体制の確立
を求める要望意見書

第 1 8 意見案第 1 1 号 保健師等の大幅増
員・保健所機能の抜本的強化を求め
る要望意見書

第 1 9 閉会中の継続審査調査申出について

○議 事 日 程

第 1 議案第 5 号 余市町過疎地域持続
的発展市町村計画の策定について

第 2 議案第 4 号 余市町過疎地域にお
ける固定資産税の課税免除に関する
条例案

第 3 議案第 6 号 工事請負契約の締結
について

第 4 議案第 7 号 余市町教育委員会委
員の任命につき同意を求めること
について

第 5 認定第 1 号 令和 2 年度余市町水
道事業会計決算認定について

第 6 常任委員会委員の辞退について

第 7 推薦第 1 号 余市町農業振興協
議会委員の推薦について

第 8 意見案第 1 号 国土強靱化に資する
社会資本整備等に関する要望意見書

第 9 意見案第 2 号 出産育児一時金の増
額を求める要望意見書

第 1 0 意見案第 3 号 コロナ禍による厳し
い財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める要望意見書

第 1 1 意見案第 4 号 義務教育の機会均等
の確保と教育予算の確保・拡充を求
める要望意見書

第 1 2 意見案第 5 号 国の責任による 2 0
人学級を展望した少人数学級のさら
なる前進を求める要望意見書

第 1 3 意見案第 6 号 特別支援学校の実効
ある設置基準の策定及び特別支援学
級の学級編制標準の改善を求める要
望意見書

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 3 年余
市町議会第 3 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開
催されましたので、その結果について委員長から
の報告を求めます。

○8 番（白川栄美子君） 昨日委員会室におきま
して議会運営委員会が開催されましたので、その
審議経過並びに結果につきまして私からご報告申
し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山
副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席があ
りましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加
案件についてであります。新たに追加されました
案件は、議案 1 件、推薦 1 件、意見案 11 件、常任

委員会委員の辞退について、閉会中の継続審査調査申出についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第4、議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、常任委員会委員の辞退についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書ないし日程第18、意見案第11号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める要望意見書までの意見案11件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第19、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案1件、推薦1件、意見案11件、常任委員会委員の辞退について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案1件、推薦1件、意見案11件、常任委員会委員の辞退について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第5号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長（阿部弘亨君） ただいま上程されました議案第5号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての提案理由をご説明申し上げます。

過疎地域の市町村計画につきましては、これまでの過疎計画の根拠法でありました過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日をもって失効され、新たな過疎地域の特別措置法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日施行となりました。この新過疎法の第7条において、都道府県は当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため過疎地域持続的発展方針を定めることができるとの規定がございます。また、この規定を受けて、第8条第1項において過疎地域の市町村は持続的発展方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができると規定されております。さらに、第8条第7項においては、過疎地域の市町村は市町村計画を定めようとするときは、途中一部省略いたしますが、あらかじめ都道府県に協議をしなければならないと規定されております。このたび北海道との協議において同意を得ましたので、余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について議会の議決を賜りたくご提案申し

上げるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

それでは、計画の内容につきましてご説明を申し上げます。次のページをご覧ください。余市町過疎地域持続的発展市町村計画でございます。このページの2行目、計画期間につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針の期間が令和3年度から令和7年度までの5年間となっておりますことから、本計画につきましても同じく令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、道方針との整合を図ったものでございます。

次のページをご覧ください。本計画の目次を記載しております。新過疎法第8条第2項に規定されている市町村計画に定める事項に基づき1、基本的な事項から次のページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの構成としております。

以下、項目ごとに概要をご説明申し上げます。目次の次のページ、1ページをご覧ください。1、基本的な事項につきましては、このページの上段、（1）、余市町の概況から3ページ、（2）、人口及び産業の推移と動向、6ページ、（3）、余市町行財政の状況、9ページ、（4）、地域の持続的発展の基本方針、10ページ中段、（5）、地域の持続的発展のための基本目標、11ページの（6）、計画の達成状況の評価に関する事項、（7）、計画期間、（8）、公共施設等総合管理計画との整合の構成になっております。新過疎法では市町村計画の実効性を向上させる観点から記載事項に目標、計画期間、達成状況の評価手続が追加され

ております。

12ページ、2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成からは項目ごとに計画を添加しております。

2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成についてですが、この項目は新過疎法において新たに独立した項目になっております。この項目では移住、定住、地域間交流について、（1）、現況と問題点、（2）、その対策、13ページ、（3）、計画、（4）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。各項目においてこの計画の事業計画に登載された事業が過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。

14ページでございます。3、産業の振興では①、農林業、②、水産業、③、六次産業化の推進、④、商工業、⑤、観光及びレクリエーションについて、14ページから（1）、現況と問題点、17ページから（2）、その対策、18ページから（3）、計画、21ページ中段から（4）、産業振興促進事項、（5）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。このたび新たに（4）、産業振興促進事項という項目を追加し、産業振興促進区域を余市町全域とし、振興すべき業種を記載しております。新過疎法では、対象業種に情報サービス業等が追加されております。

22ページでございます。4、地域における情報化でございますが、この項目もこのたび新たに独立した項目となっております。この項目では、情報化の推進について、（1）、現況と問題点、（2）、その対策、（3）、計画、23ページに（4）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

24ページでございます。5、交通施設の整備、交通手段の確保でございますが、新過疎法では文言整理され、この項目名になっております。この項目では①、道路、②、交通確保対策について、（1）、現況と問題点、26ページ中段に（2）、

その対策、27ページに（３）、計画、（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

28ページでございます。6、生活環境の整備では①、水道施設、②、下水道処理施設、③、廃棄物処理施設、④、火葬場、⑤、消防・救急施設、⑥、住宅、⑦、防災について、（１）、現況と問題点、30ページに（２）、その対策、（３）、計画、31ページ下段に（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

32ページでございます。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。新過疎法では、新たに子育て環境の確保の文言が追加された項目となっております。この項目では①、高齢者福祉、②、児童福祉、③、障害者福祉、④、保健予防、成人保健、母子保健について、（１）、現況と問題点、33ページ中段から（２）、その対策、34ページ中段から（３）、計画、35ページ下段に（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

36ページでございます。8、医療の確保について、（１）、現況と問題点、（２）、その対策、（３）、計画、37ページ下段に（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

38ページでございます。9、教育の振興では①、学校教育、②、社会教育、生涯学習及びスポーツ活動について、（１）、現況と問題点、40ページに（２）、その対策、（３）、計画、41ページ下段に（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

42ページでございます。10、集落の整備について、（１）、現況と問題点、（２）、その対策、（３）、計画、（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

43ページでございます。11、地域文化との振興等について、（１）、現況と問題点、（２）、そ

の対策、（３）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

44ページでございます。12、再生可能エネルギーの利用の推進でございますが、新過疎法で新たに追加された項目となっております。この項目について（１）、現況と問題点、（２）、その対策、（３）、計画、（４）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

45ページでございます。13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、（１）、現況と問題点、（２）、その対策、（３）、公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

以上が余市町過疎地域持続的発展市町村計画の概要でございます。

以上、議案第5号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回新たに法律も変わったりして、新しい計画をつくったということは分かるのですが、例えば当初予算からしても、この書類読ませていただいていますと、既にほかの財源一応使っている事業というのがあると思うのです。そういったものもこれをつくることによって過疎債に振り分けていくことが多分できるものも出てくると思うのです。本年度分に限ってでもいいですし、可能なら計画期間分あったらうれしいのですが、通常の起債の方法とは別に過疎債を適用することによって最終的に返済をしなければいけない負担というのは我が町としてはどれだけ軽減することができるのかなど。結局過疎債のほうが交付税措置が手厚いものですから、形の上で一応お金が交付税措置されていることに

なって、そこがかからない分は自分で返すということになるわけですが、その辺というのはどのくらい我が町の財政を助けてくれることになるのかなというのが1つと、2つ目にはこの過疎債の事業の中で、以前の計画にも書いてあったのですが、火葬場の問題があったと思うのです。私前回補正予算上がったときにも指摘したと思うのですが、今調査始めていく段階だから、はっきりしたと言えないかもしれないけれども、結局火葬場をどこかに造るということは変わらないのだけれども、場所だとかが変わってしまった場合に一旦返してくださいと言われる可能性はないのかなと。その辺の協議というのは、結局今のところどうなっているのかなという。それによって最終的に起債していく額って変わっていくと思うのです。その辺りがどうなっているのかなというのが2つ目と、3つ目には今回簡易水道の修繕などの関係も新しいあれでは該当になってきていると思うのです。余市町としては平成22年に旧簡水と上水統合して、1水道という形に、一部給水施設あったりするけれども、なったわけですが、例えば純粋に簡易水道として新たに起債するものって今ないのかもしれないけれども、旧簡水が建設、維持管理をしていた施設だとかを直したり、あるいはそこが持っていた施設を造り替えたりする場合というのは、これ過疎債の適用になっていくのでしょうか。その辺どうなっているのかなというのが気になったので、伺います。

○**財政課長（高橋伸明君）** 14番、大物議員のご質問の中、前段2点について私のほうからご答弁申し上げます。

まず、過疎債の財政上のメリットという部分でございますが、こちらにつきましては新法、旧法ともに変わらず、元利償還金の7割相当が交付税により措置されるという形でございます。

2点目が火葬場の関係でございますが、こちら

についてまだ決定事項ではないので、正確な部分についてはまだ確認は取ってございませんが、おっしゃられているような部分の可能性としてはあるかなと。そういう部分については今後国、道と協議を重ねながら正確な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○**水道課長（照井芳明君）** 14番、大物議員からの旧簡水に関する起債のことについて答弁申し上げます。

今回の過疎債の変更に伴いまして、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、こちらにつきましては過疎債の対象になるということで、こちらのほうも準備するように考えてございます。なお、充当率につきましては公営企業の対象となる施設以外が50%となっておりまして、旧簡水の施設の部分については100%の充当率となっております。

○**議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町過疎地域持続的発

展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町における産業の振興を促進するため過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法に基づき固定資産税の課税の特例措置である余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例を制定しておりましたが、令和3年3月31日に旧過疎法が失効し、新たに制定、施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法におきましても旧過疎法同様税制上の措置が講じられておりますことから、このことを受け、過疎地域での設備投資を促進し、雇用の維持や創出に寄与することで地域の持続的発展につなげることを目的とし、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

条例案の内容につきましては、新過疎法の定めにより令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に余市町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域において振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした場合、固定資産税を課すべきとなる最初の年度から3年度分に限り課税免除ができるようにするものでございます。

また、新過疎法の附則において旧過疎法の経過措置が定められ、旧過疎法の対象区域において令和3年3月31日までに旧過疎法の対象設備の新設、増設したものに係る固定資産税の課税免除も特例対象となるとされたことから、これに係る規

定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案。

余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて余市町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1

号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の固定資産税について、新たに固定資産税を課されることになった年度から3年度に限り免除するものとする。

（1） 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うもの）にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うもの）にあっては2,000万円とする。）

次のページをお願いします。

（2） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円。

これにつきましては、本町の持続的発展計画に記載された産業振興促進区域である余市町全域において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地の特別償却設備を取得価格の合計額や資本金、事業の区分等の要件に応じ令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得等した場合、固定資産税を課すべきとなる最初の年度から3年度分に限り課税免除するものでございます。

（課税免除の申請）

第3条 前条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（地位の承継）

第4条 第2条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、町長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者が当該課税免除の地位を承継する。

（1） 死亡した場合 その相続人

（2） 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立した法人

（課税免除の取消し）

第5条 町長は、第2条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取り消すことができる。

（1） 第2条に規定する課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により、課税免除を受けたものと認めるとき。

（3） その他課税免除を講ずることが適当でないと認めるとき。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和3年3月31日以前に余市町過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例（平成26年余市町条例第16号）第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者（同日以前に同条の規定による課税免除を受けた者を除

く。)に係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第6号 工

事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(水野貴司君) ただいま上程されました議案第6号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和3年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案いたします令和3年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事におきましては、処理場内の汚水ポンプ附帯施設の電気設備の更新であります。余市下水処理場は、平成元年10月に運転を開始し、適正な運転管理及び点検整備を行い、良好な水処理に努めてまいりました。現在の汚水ポンプ設備に係る電気設備におきましては、平成元年度から平成15年度に設置された設備であり、耐用年数を超過し、老朽化が著しいことに加えまして、交換部品の供給が停止されておりますことから、本設備が停止いたしますと処理機能に多大な影響を及ぼすため、このたび更新工事を実施するものであります。

工事内容といたしましては、汚水ポンプ設備のコントロールセンター、補助継電器盤、現場操作盤、流量計、水位計を更新し、附帯設備におきましては風量調整弁、現場操作盤を更新いたします。また、汚水ポンプの運転制御の変更に伴うVVVF盤を新たに設置いたし、これはインバーターを用いて任意の周波数と電圧を発生させる方式で、ポンプの回転速度を制御でき、流入量の負荷変動に対応し、安定した水処理機能を確保することができます。

なお、本提案に先立ちまして、去る9月3日に随意契約にて受注者が決定されましたことから、このたびご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和3年度公共下水道余市下水処理場電気計装設備更新工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金6,094万円也。

4、工期、自令和3年9月17日、至令和5年2月20日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、三菱プラント・大江特定共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条東12丁目98番地42、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社支社長、渡瀬正樹。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、現在本町教育委員会委員でございます久保浩氏におかれましては11月12日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、本定例会に任命同意のご提案を申し上げる次第でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し知見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町登町333番地、久保浩氏を余市町教育委員会委員として再度ご同意賜りたくご提案を申し上げる次第でございます。

久保浩氏につきましては、公職歴等を申し上げ

たいと存じます。現住所は北海道余市郡余市町登町333番地、生年月日は昭和28年1月5日生まれでございます。職歴としては、昭和53年4月より農業を経営され、現在に至っております。公職歴といたしましては、昭和62年2月から平成元年1月まで余市町農業協同組合青年部長、平成5年2月から平成7年1月まで余市町立登小学校PTA副会長、平成7年2月から平成9年1月まで余市町立登小学校PTA会長、平成8年4月から平成9年3月まで余市町PTA連合会副会長、平成17年11月13日に余市町教育委員会委員に就任され、平成25年11月16日から余市町教育委員会委員長職務代理者として、平成28年11月16日から余市町教育委員会委員長として、平成29年4月1日から余市町教育委員会教育長職務代理者として、令和元年5月22日からは後志町村教育委員会協議会理事及び後志公立文教施設整備促進期成会理事として現在に至っている方でございます。この間平成21年2月から平成25年1月まで余市町登町区会長も担われてございます。

以上、公職歴等を申し上げましたが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断いたし、ご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してあります議案を朗読申し上げます。

議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月15日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町登町333番地。氏名、久保浩。生年月日、昭和28年1月5日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、

何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げますことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和2年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することを決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○副議長(土屋美奈子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わって私が議事を統裁いたします。

○副議長(土屋美奈子君) 日程第6、常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

このたび民生環境常任委員会の委員となっております中井議長から、常任委員会委員の辞退願が提出されました。

議長は、その職責上どの常任委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の常任委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞退を認

めているところでもあり、民生環境常任委員会委員を辞退したいとするものであります。

お諮りいたします。常任委員会委員の辞退については、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。藤野博三議員、以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、藤野博三議員を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書、日程第9、意見案第2号 出産育児一時金の増額を求める要望意見書、日程第10、意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書の以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 出産育児一時金の増額を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、意見案第5号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第5号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、意見案第6号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第6号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第14、意見案第7号 大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第7号 大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、意見案第8号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第8号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第16、意見案第9号
土地利用規制法を一定期間施行することなく、さらなる検討を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第9号 土地利用規制法を一定期間施行することなく、さらなる検討を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第17、意見案第10号

地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第10号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第10号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第18、意見案第11号
保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出

者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第11号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第11号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時31分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会副議長 17番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利